

## 草の根技術協力事業 事業評価報告

作成日： 2022 年 8 月 31 日

1. 案件の概要	
業務名称	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業（草の根パートナー型）
対象国・地域	モンゴル
受託者名 ※共同事業体の場合は全構成員名	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
相手国実施機関	労働社会保障省（MoLSP）、国家家庭子ども青少年開発局（AFCYD）
全体事業期間	2018 年 9 月 ～ 2022 年 8 月
2. 事業の背景と概要	
<p>モンゴルでは保護者からの体罰を含むあらゆる形の子どもに対する暴力が問題となっている。この問題に対応するため、当会は、地方自治体で子どもの保護の問題の対応にあたる多職種専門家チーム（Multi-Disciplinary Team=MDT）の基礎的・専門的能力の強化、体罰を用いない子育て（ポジティブ・ディシプリン=PDEP）プログラムの実施と普及のための人材育成、啓発活動の実施、MDT 活動への横断的・縦断的な支援のための機関間連携の促進等を通し、要保護児童支援制度がモンゴル政府によって強化され、かつ持続的に運営されることを目指した。</p>	
3. 事業評価報告	
(1) 妥当性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で取り組んだ、コミュニティレベルで要保護児童支援を担う MDT の能力強化は、モンゴル政府が 2017 年に承認した「子どもの発達と保護のための全国行動プログラム 2017-2021」に明記された目的の一つ、「あらゆる形態のネグレクト、虐待、暴力、搾取、リスクのある状況から子供を保護する」に貢献するものであり、本事業はモンゴル政府の開発方針に合致していると言える。</li> <li>・事業対象地は、子どもの保護のリスクが高い地域であることに加え、社会経済的状況や社会の抱える課題などが異なる地域を選定した。これにより、様々な課題やニーズに対する予防・対応の実績を積むことができた。本事業では異なる地域の MDT メンバーによる学び合いや意見交換の活動も含めたことから、この対象地域の選定は、様々な状況や課題に対応するための能力の向上に有益であったと考える。</li> <li>・子どもの保護の課題に対しては、個人、対人間、組織、社会文化といった各レイヤーで直面する課題に取り組む（エコロジカル・モデル）ことが重要である。保護者への「直接支援」（PDEP プログラムの実施）や、コミュニティで児童保護の問題に対応する MDT の「能力強化」、さらに MDT の活動を上位行政機関がサポートできるようになるための「制度強化」という様々なレベルでのアプローチを取ったことは適切であったと考える。</li> </ul>	
(2) 整合性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、基礎的な社会サービスの一つである要保護児童支援サービスの質の向上に取り組んだ。これは、日本政府の国別開発方針の重点分野「(3) 全ての国民が経済開発</li> </ul>	

の恩恵を受けることができるよう、社会の状況に適合する保健医療水準の達成、基礎的社会サービスの質向上、障害者の社会参加・社会包摂の推進を支援する」、また、JICAの協力戦略の重点分野「3. インクルーシブな社会の実現」の、開発課題「基礎的社会サービスの質向上」にも合致した取り組みであり、これらの実現に向けて貢献したと考える。

・ JICA はモンゴルにおいて、上記協力戦略の重点分野「インクルーシブな社会の実現」に向け、保健医療水準達成のための医療サービスや学校給食導入などの事業、基礎的社会サービスの質向上のための障害児の教育改善や教員の質向上の事業、障害者の社会参加・社会包摂促進のための事業を実施している。同じく児童保護分野で活動するユニセフは、ケース対応のための情報管理システムの開発や、予算策定・執行モニタリングの能力も含む社会福祉分野の能力強化を国レベルで支援している。また、当会はインクルーシブ教育の普及を目指す事業を実施してきた。本事業の効果はこれらの事業と相互に補完し合い、社会福祉サービスの発展に向けて相乗的効果を生み出すものであったと考える。

### (3) 有効性

本事業では、主に以下の事業効果により、事業活動の有効性を確認できている：

・ 業務開始時と比較し、MDT メンバーの基礎的な業務遂行能力の平均スコアは 3.22 から 4.29 と 33%、専門的な業務遂行能力の平均スコアは 3.31 から 4.31 と 30%向上した。また、政府が承認した 22 種類のアセスメント・フォームの適切な使用状況について調査したところ、平均 17 種類のフォームを使用していることを確認した。

・ 事業期間において計 47 回の PDEP 保護者プログラムを実施し、計 609 人が参加した。3 回のプログラム前後の効果測定の結果、それぞれの参加者の 98%、98%、97%が「この講座を学んだことにより、子どもへの体罰はすべきではないと強く思う」と回答した。

・ 啓発活動を通し、事業対象地における、親／養育者・地域住民・子どもの、子ども虐待および家庭内暴力の通報方法の認知度が、事業開始時の 38.6%から 83.6%へと向上した。

### (4) 効率性

・ PDEP トレーナーの養成・認定プロセスは長期にわたり、かつ参加するカウンターパート側の投入も大きい。カウンターパートの継続的なコミットメントを得るためには、長期的な計画、プログラムの特徴や実施上の制約なども含め、開始前の段階でカウンターパートの十分な理解とより積極的な関与を得るべきであったと考える。

・ カウンターパートとなる AFCYD の上位および下位行政機関の職員の異動が多く、能力強化を行った職員や関係者の離職・異動が、事業成果の持続性に影響したことは否めない。研修参加者の選定条件等についてチェックリストを設けるなどの対応を行ったが、事業開始前のカウンターパートとの十分な合意、かつ定期的なリマインドの必要があった。

・ 遠隔地で活動する MDT に対するコンサルテーション等は、電話やオンラインで実施した。さらに、COVID-19 拡大による移動制限の中、啓発活動や同コンサルテーション等の活動は、可能な限りオンラインでの活動継続を試みた。オンラインでの実施により、離れた地域の参加者が一堂に会することが可能になったり、コンサルテーションにおいては、投影資料を作成したことで、参加者への情報提供が効果的に行えたという利点があった。

### (5) インパクト

・ 本事業の成果物である研修教材等を MoLSP が MDT への研修に活用したり、同じく MoLSP および AFCYD が、それらの研修教材および研修カリキュラムをベースに、新たな研修モ

ジュールを作成したりしている。また AFCYD が PDEP に関する啓発活動等を独自に実施するなどの動きがみられるなど、本事業は、長期にわたってモンゴル国内で児童保護に携わる人材育成の基礎となる知識・技術の移転と普及体制の構築に貢献したと考える。

・本事業は、要保護児童支援に関わる人材の育成・能力強化、またサービスを実施する下位行政機関の活動を上位行政機関がサポートし質の向上につなげるための連携強化を試みた。MDT の能力強化については、MoLSP が本事業の成果をもとに MDT が必要としているサポートについて再考し、MDT 活動のコンサルテーションを全国レベルで開始するなど、本事業の成果が今後、政府が主導する形で全国レベルへ波及されることが期待できる。

・障害のある子どもや女兒などは、特に暴力に晒されやすい傾向がある。本事業は、MDT の対応能力の強化や保護者の子育てに関する意識・行動変容を通して、特に脆弱な状況に置かれた子どもたちのウェルビーイングの向上に貢献した。

#### (6) 持続性

・本事業が取り組んできた MDT の能力強化については、上述の通り、MoLSP が既に全国レベルで取り組みを開始しており、事業終了後も政府が主導する形で事業成果が継続されることが期待できる。また、PDEP プログラムを実施するファシリテーターを養成する資格を有するカントリー・トレーナー (CT) は、事業終了時点で 4 名がそのプロセスを完了し、CT として認定された。AFCYD は 2023 年以降、このトレーナー 4 名を活用し、PDEP プログラムを本事業対象とは異なる県で実施すべく計画を立てているところであり、カウンターパート主導によるモンゴル国内でのプログラムの継続・拡大が期待できる。

・事業終了にあたり、MoLSP および AFCYD のそれぞれと、事業成果を持続・発展させるべく責任をもって取り組むこと、引き続き児童保護分野で協力をしていくことを明記した合意書を結ぶべく内容の調整を行っている。(事業終了後合意見込み)

#### (7) 市民参加の観点での評価

・本事業は、MoLSP および AFCYD 職員を日本に招き、行政や市民社会の児童保護の分野の実務関係者等を対象としたシンポジウムを計画していたが、COVID-19 感染拡大予防措置による渡航制限・移動制限の影響で実施が叶わなかった。

・当会のニューズレターやアニュアル・レポート、ホームページ等にて、本事業活動の紹介を掲載することで、日本の市民社会における国際協力・支援に関する理解向上に努めた。また、2020 年には、日本国内の児童虐待防止法成立に関し、海外からの取り組みの一つの例として、本事業で実施したキャンペーン活動を院内集会で紹介した。

#### 4. 今後に生かすためのグッドプラクティス・教訓等

・本事業は特に COVID-19 の影響を大きく受けた。対面式が絶対条件である一部の活動については、長期間にわたり中断せざるを得ない状況が続いた。対面式の活動の利点を再度確認しつつも、同時に、感染症の蔓延等も含めたあらゆる状況において柔軟に活動を変更・調整できるように予め準備しておくべきであると考えた。

・日本では 2023 年に「こども家庭庁」が発足する予定であり、異なる職種の専門家が分野横断的にチームで児童保護の問題に取り組むモンゴルのモデルは、今後の日本の児童福祉サービスの向上に参考になるものであると考える。当会は、事業の実績や事業で得た教訓などを知見として蓄積し、今後日本国内でも生かしていけるようにしていく。